

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
周南市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年6月22日 提出

提出者	周南市議会議員	兼	重	元
賛成者	周南市議会議員	青	木	義雄
		尾	崎	隆則
		金	井	光男
		小	林	雄二
		土	屋	晴巳
		友	田	秀明
		福	田	健吾
		福	田	文治
		古	谷	幸男

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例

周南市議会委員会条例(平成15年周南市条例第243号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「12人」を「10人」に改め、同項第2号中「11人」を「10人」に改め、同項第3号中「11人」を「10人」に改め、同項第4号中「15人」を「13人」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 議会だより編集委員会 7人

議会だよりの編集に関する事項

第2条第3項中「11人」を「10人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考)

周南市議会委員会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(常任委員会及び議会運営委員会の委員定数等) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 企画総務委員会 <u>12人</u> 企画総務部、行政改革推進室、財務部、地域振興部、競艇事業部、会計管理者、消防機関、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項(予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)</p> <p>(2) 教育福祉委員会 <u>11人</u> 福祉部、健康医療部及び教育委員会の所管に属する事項(予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)</p> <p>(3) 環境建設委員会 <u>11人</u> 環境生活部、経済産業部、建設部、都市整備部、中心市街地整備部、上下水道局及び農業委員会の所管に属する事項(予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)</p> <p>(4) 予算決算委員会 <u>15人</u> 予算及び決算に関する事項(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議会運営委員会の委員の定数は、<u>11人</u>とする。</p>	<p>(常任委員会及び議会運営委員会の委員定数等) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 企画総務委員会 <u>10人</u> 企画総務部、行政改革推進室、財務部、地域振興部、競艇事業部、会計管理者、消防機関、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項(予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)</p> <p>(2) 教育福祉委員会 <u>10人</u> 福祉部、健康医療部及び教育委員会の所管に属する事項(予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)</p> <p>(3) 環境建設委員会 <u>10人</u> 環境生活部、経済産業部、建設部、都市整備部、中心市街地整備部、上下水道局及び農業委員会の所管に属する事項(予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)</p> <p>(4) 予算決算委員会 <u>13人</u> 予算及び決算に関する事項</p> <p>(5) <u>議会だより編集委員会 7人</u> <u>議会だよりの編集に関する事項</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 議会運営委員会の委員の定数は、<u>10人</u>とする。</p>